

鹿本地域調整会議における今後の 有床診療所等の協議方法等について

平成30年12月4日
熊本県山鹿保健所

1 鹿本地域調整会議の協議方法等

【その他の病院及び有床診療所】① 対象数：12診療所

協議方法

- ・ 県は病床機能報告から一覧表を作成し、調整会議に報告する。調整会議は、病床機能の内容や病床稼働率が低い医療機関など必要と認める場合、または有床診療所から要望がある場合には、個別協議を行う。

2 鹿本地域調整会議の協議方法等

【その他の病院及び有床診療所】②

協議時期

- ・ 本年度中に協議を開始する。
(第5回調整会議(12月4日)から一覧表に基づく協議開始)

合意の確認方法

- ・ 時期：個別協議は有床診療所ごと、一覧表での協議は全ての有床診療所の協議終了後一括で確認。
- ・ 方法：出席委員の過半数の合意(挙手による)
- ・ 合意の基準：地域医療構想の理念(病床機能の分化と連携等)に合致するか確認する。
- ・ 合意を得られなかった場合の対応：繰り返し協議を行う。

3 鹿本地域調整会議の協議方法等

【非稼働病棟を有する医療機関】

対象数：2 診療所

協議方法

- ・ 個別に協議する。(非稼働の理由、今後の計画等)
(再稼働しようとする場合は、医療従事者の確保に係る方針、他の医療機関の診療実績、将来の医療需要の動向等を踏まえた協議を行う)

協議時期

- ・ 病床機能報告結果から県が把握した時(平成30年度～)

合意の確認方法

- ・ 時期：個別協議の都度
- ・ 方法：出席委員の過半数の合意(挙手による)
- ・ 合意を得られなかった場合の対応：繰り返し協議を行う。

4 鹿本地域調整会議の協議方法

【開設者の変更を行う医療機関】

協議方法

- ・個別に協議する。(今後担うべき役割や機能について)

協議時期

- ・本年7月以降、県が把握した後の直近の調整会議

合意の確認方法

- ・時期：個別協議の都度
- ・方法：出席委員の過半数の合意(挙手による)
- ・合意を得られなかった場合の対応：繰り返し協議を行う。

5 鹿本地域調整会議の協議スケジュール

【第4回会議】←

①山鹿市民医療センター、②保利病院

(8月7日)

- ・協議方法について

【第5回会議】←

③山鹿中央病院、④三森循環器科呼吸器科病院

(12月4日)

- ・有床診療所に係る病床機能報告による一覧表に基づく協議
- ・有床診療所の個別協議に係る「統一様式」に準じた様式の協議

【第6回会議】←

⑤山鹿温泉リハビリテーション病院、⑥山鹿回生病院

(3月頃)

- ・非稼働病棟を有する医療機関の協議
- ・(開設者変更を行う医療機関の協議) 随時

政策医療を担う中心
的な医療機関
の協議